◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009年1~2月号(Vol.30)

2009年2月27日 JETRO デュッセルドルフセンタ-

目 次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/も併せてご利用ください。

≪特許≫

EPO, EPC2000 により導入された新制度の利用状況を公表 英国知財庁, ヒト ES 細胞特許出願に係る運用指針を公表 EPO の料金改定

≪ 意 匠·商 標 ≫

なし

≪ 模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

なし

≪ 特 許 情 報 · 電 子 出 願 ≫

フランス産業財産庁,2008年の特許出願件数,商標出願件数を公表 一厳しい経済 情勢を反映し,最後の数か月は件数減少を示す一

≪その他 ≫

ドイツ特許商標庁長官,ルドロフーシェファー氏へ 英国一中国、特許・商標に関する合意に署名 欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

≪特許≫

EPO, EPC2000により導入された新制度の利用状況を公表

2007 年 12 月 13 日に EPC2000 が発効してから 1 年以上が経過した。EPO は、EPC2000 により導入された新たな制度の出願人による最初の 1 年間の利用状況を公表した。概要以下のとおり。

◆先の出願の引用 (PLT 対応)

EPC2000 では、明細書及び図面を提出する代わりに先に行った出願を引用することが可能となった。分割出願での引用が 283 件(うち、クレームまで引用しているのは 46 件)、通常出願での引用が 108 件(うち、クレームまで引用しているのが 94 件 、計 391 件。この件数は、欧州直接出願件数のうち 0.6%にあたる。

◆出願後の優先権主張(PLT 対応)

EPC2000では、優先権の主張は出願と同時に行う必要はなく、先の出願から 16 月以内に行えるよう緩和された。136 件の出願が出願日以降に優先権主張を追加・修正している。このうち、40%の出願が出願日に優先権主張を行っていなかった。

◆クレーム無し出願(PLT 対応)

EPC2000 では、特許出願時にクレームの提出が不要となった。54 件の出願が出願日後に クレームを提出した。また、クレーム受理日のない出願に対して、61 件のクレーム提出指令が発出された。

◆特許の限縮と取消し

EPC2000では、特許付与後に EPO にて特許を限縮又は取り消すことが可能となった。最初の1年間で限縮請求は83件,このうち72件が9か月の異議申立請求可能期間後,11件が異議申立請求可能期間中になされた。EPC2000発効前に付与された欧州特許にも本規定は適用されるが、最も古いもので1993年に付与された欧州特許に対する限縮請求がなされた。2008年12月中旬までになされた取消請求は18件で、このうち10件が同一大手出願人による一括請求。

◆再審請求

EPC2000 では、EPO の行った審決に対し、限定的な理由に基づいて拡大審判部に再審請求できることとなった。最初の1年間で10件の請求がなされた。

- EPO のプレスリリースは,以下参照 -

http://www.epo.org/topics/news/2009/20090206.html

英国知財庁、ヒト ES 細胞特許出願に係る運用指針を公表

英国知的財産庁(UKIPO)は、2月3日、ヒト胚性幹細胞(ES細胞)に係る発明についての特許出願に係る審査運用指針を公表した。

ヒト胚の工業的又は商業的目的での利用を禁じた EU バイオ指令 (98/44/EC) を履行すべく改正された英国特許法の下においてもヒト ES 細胞の特許性について明確に触れられていないとして,2003 年 4 月,同庁は当該発明に関する運用指針を公表していたが,2008 年 11 月に EPO 拡大審判部においてヒト胚の破壊を伴う ES 細胞に係る発明の特許性が否定された審決が出されたことを受けて,今般,改訂版を公表したもの。前回の運用指針からの実質的変更点はなく,これまでの運用に EPO の拡大審判部審決での論点を追記し,従来の運用継続を確認的に公表している。内容以下の通り (2003 年 4 月の運用指針からの追記部分にのみ下線付記。)。

1. ヒト胚から ES 細胞を取得する方法

特許法別表第 A2 条 3(d)によれば、ヒト胚の工業的又は商業的目的での使用に係る発明は特許されない。したがって、当庁はヒト胚から ES 細胞を取得する方法について特許を付与しない。

2. ヒト万能性細胞

ヒト万能性細胞は「1個の人体」となり得る。「人体」は、その形成と発育におけるすべての段階において、特許法別表第A2条3(a)により特許性から除外されていることから、ヒト万能性細胞は特許されない。したがって、当庁はヒト万能性細胞について特許を付与しない。

3. ヒト胚性多能性細胞

ヒト胚性多能性細胞は、ヒト万能性細胞の更なる分化によって生じるものであるが、1個の人体となる可能性は無く、細胞バンクで保存されている組織培養や細胞株において成長し得るものである。英国内では ES 細胞の研究に対する異議の声もあるものの、ヒト ES 細胞を含む幹細胞研究が様々な重篤な病気に新たな治療法をもたらすとの多数の報告もなされている。このような比較考量の下、ヒト胚性多能性細胞に係る発明の商業的利用がなされたとしてもそれが公序良俗に反するとは言い難い。したがって、当庁は、

ES 細胞に係る発明が通常の特許要件を満たし、かつ、出願日又は優先日において当該発明がヒト胚の破壊以外の方法でなされ得る場合には、当該発明への特許付与を継続する。 (←前回の通知では「特許付与を行う用意がある」)

(注. この「出願日又は優先日・・・」の点は、EPO 拡大審判部に付託された質問のうちの一つであって同審決において判断が示された点であり、今回の運用指針中に新たに明記したもの。)

- UKIPOによるプレスリリースは、以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/p-pn-stemcells-20090203.htm

- 2003 年 4 月に公表された UKIPO の運用指針は,以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/p-pn-stemcells.htm

ー ヒトES細胞に係る発明の特許性を否定したEPO拡大審判部の審決については、欧州知的財産ニュース2008年11~12月号(Vol.29)第9~11頁参照 -

 $\underline{\text{http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_029}.pdf}$

EPO の料金改定

既報の通り、4月1日以降、主要なEPO手続料は下記の通り改定される。

◆ページ料

35 頁を超える特許出願については、36 頁目以降、1 頁につき 12 ユーロずつ、出願料金に加算される。

従来、特許査定時に徴収していたページ料を、出願時に徴収するよう改定。

◆クレーム料

50 を超えるクレームについては, 51 クレーム目以降, 1 クレームに付き 500 ユーロずつ, 出願料金に加算される。

すなわち、16 クレーム~50 クレームまでは、現行規定通り1 クレームに付き200 ユーロずつ、51 クレーム以降は4 月1 日以降1 クレームに付き500 ユーロずつ、それぞれ加算となる。

◆指定料

500 ユーロに均一化。

EPC2000 において、みなし全指定を導入したことへの対応。

◆特許査定料

ページ数にかかわらず,790ユーロに均一化。 上述の通り、ページ料は出願時に徴収。

上記改定は、2009 年 4 月 1 日以降になされる欧州特許出願及び同日以降欧州域内に移行した PCT 出願に適用される。

- EPO によるプレスリリースは,以下参照 -

http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20090126.html

- 既報は、欧州知的財産ニュース2008年1~2月号(Vol.24)第4~6頁参照 - http://www.jetro.go.jp/world/europe/jp/archive/pdf/news 024.pdf

≪特許情報·電子出願≫

フランス産業財産庁, 2008 年の特許出願件数, 商標出願件数を公表 一厳しい経済情勢を反映し, 最後の数か月は件数減少を示す一

フランス産業財産庁 (INPI) は、1月27日、2008年の特許出願件数及び商標出願件数を公表した。両者とも、年前半は2007年を超える件数で推移していたが、年後半の厳しい経済情勢を反映してか、最後の数か月は件数に大きな落ち込みが見られた。結局、特許出願件数は前年比+1.6%、商標出願件数は前年比-0.6%であった。

バティステリ INPI 長官は、「INPI は、国家の成長にとって知的財産が重要であることを訴え続けていく。フランス政府との将来の目標に関する戦略合意(*)に基づいて、我が国企業、特に中小企業への支援を続けていく。中小企業が簡素な手続きで知的財産権により良くアクセスできるように、また、インターネットによってより良い情報アクセスができるようにしていきたい。」とコメントしている。

(特許出願件数)

2007年の出願件数増(+3.3%)という流れを超えて、年前半は+4~5%の出願ペースであった。しかし、9月から急落し、12月は少し持ち直して終わった。2008年の出願件数は前年比+1.6%の12,308件であった(2007年:12,113件)。なお、55%の企業が電子出願を行った(2007年:46%)。

(商標出願件数)

商標出願件数は、経済状況に大きく影響されやすい。2007年の出願件数増(+4.6%)の流れに乗って、年前半は+4~5%の出願ペースであった。しかし、年最後の数ヶ月は大きく反転し、結局、2008年の出願件数は前年比-0.6%の73,956件であった(2007年:74,411件)。

- INPI のプレスリリースは,以下参照(フランス語) -

http://www.inpi.fr/fr/presse/espace-presse/communiques-de-presse/detail-communique/article/propriete-industrielle-chiffres-cles-20081332.html?tx_ttnews%5BbackPid%5D=1983&cHash=06373c7924

(*注) フランス政府との将来の目標に関する戦略合意

1月8日に、INPIの2009~2012年の目標が、ラガルド経済・産業・雇用大臣、シャテル産業・消費担当大臣、ノヴェリ商業・手工業・中小企業・観光・サービス担当大臣及びイドラック貿易担当大臣とINPIの代表者であるモリンINPI管理理事会議長及びバティステリINPI長官が署名を行うことにより合意された。この合意は以下の6つの戦略に向けられている。

- ・ イノベーションに基づいた成長を行うため、知的財産の利用を促進:中小企業の利益の ため、2008年には900件であった知的財産に関する事前調査を2012年には1,200件 にする。
- ・ ユーザへのサービス向上: ISO9001 に認証された内部組織によって、スキャン処理などの出願処理にかかる時間の短縮
- ・ 情報へのアクセス向上:知的財産に関する全ての情報を INPI のウェブサイトにおいて 公衆が無料でアクセス可能とする。なお、特許に関する情報は実現済。
- ・ フランス, 欧州及び国際的な法制度の改善に貢献: INPI は, すべての利害関係者と協議しつつ, フランス政府への助言及び支援を継続する。
- ・ 模倣品対策の中心的存在:模倣品対策における INPI の役割を強め、欧州共同体及び国際的な ACTA (模倣品・海賊版拡散防止条約) での交渉においてフランスの地位を守る。
- ・ INPI 内部のサービス環境の向上: 人的資源管理を強化し, 職員の職務環境を改善する。

≪その他≫

ドイツ特許商標庁長官. ルドロフーシェファー氏へ

1月1日,コーネリア・ルドロフーシェファー氏 (Ms. Cornelia Rudloff-Schäffer) が、約7年半任期を務めたシャーデ前長官に代わって、ドイツ特許商標庁 (DPMA) 長官に就任した。 1月15日にミュンヘンにおいて新長官就任式典が行われ、DPMA 及びその上位官庁である連邦司法省は同日にプレスリリースを行った。

就任式典において、ルドロフーシェファー新長官は以下のような抱負を述べている。

「グローバル化により、全世界的な知的財産保護システムが求められている。この観点から、DPMA は主要な貢献を行っている。シャーデ前長官は、国内、欧州及び国際的な知的財産関連機関との広く深い協力関係を構築してきた。私もこの仕事を継続していきたい。そして、DPMA が直面している課題に対して積極的に対処していくつもりである。」

ルドロフーシェファー新長官の略歴は、以下のとおり。

1957年 バート・カムベルク/タオヌス(フランクフルト近郊)生まれ 高校卒業後、マインツで法学、政治学、ジャーナリズムを学ぶ

1984~1991年 マックス・プランク研究所研究員(国際特許法、著作権法、競争法を研究)及びルートヴィヒ・マキシミリアン大学産業財産研究所研究員

1991~1996年 連邦司法省(特許意匠法、著作権法、商標法を担当)

1996~1998年 連邦司法省「科学、生命倫理学における新技術の法的課題」部門長

1998~2001年 連邦司法省「商標法、不正競争防止法」部門長

2001 年 ドイツ特許商標庁法務部長に就任

2006年9月 ドイツ特許商標庁第3部(商標、実用新案、意匠)部長に就任

2009年1月 ドイツ特許商標庁長官に就任

DPMA のプレスリリースは、以下参照(ドイツ語) -

http://presse.dpma.de/presseservice/pressemitteilungen/aktuellepressemitteilungen/15012009/index.

連邦司法省のプレスリリースは、以下参照(ドイツ語) -

http://www.bmj.bund.de/enid/f6c5ee2b0b81df39292db9e493d0b613,8aa785706d635f6964092d0935
363432093a0979656172092d0932303039093a096d6f6e7468092d093031093a095f7472636964092d
0935363432/Pressestelle/Pressemitteilungen 58.html

ルドロフーシェファー新長官の略歴は、以下参照(ドイツ語) –http://presse.dpma.de/docs/pdf/pressemitteilungen/lebenslaufcorneliarudloff-schaeffer.pdf

英国一中国、特許・商標に関する合意に署名

英国知的財産庁(UKIPO)は、2月2日、同日開催された英中首脳会談において、特許・商標に関する合意に署名した旨公表した。英国のブラウン首相と中国の温首相立ち会いの下、署名が行われた。この合意は、英国と中国の企業が新しいアイデアやイノベーションによって商品・サービスの発展をより容易にできるようにすることを目的としたもの。

中国企業は、現在、5年前と比較して4倍もの特許を出願している。2012年までに、中国は世界最大の特許国家になると予想されている。しかし、世界特許システムは、非常に多くの未処理出願の滞貨と処理遅延による大きな危機に面している。いくつかの国では、特許取得までに10年以上かかっている。この滞貨の多くは、複数の国での類似の特許出願に対する重複処理に起因している。

特許に関する合意の概要は、以下のとおり。

- ・ 重複処理を削減することにより滞貨の問題に対処し、英国と中国の審査官が相互の業務をよりよく利用できるようにすることにより特許処理遅延の問題に対処する。
- 英国と中国の企業がそれぞれの知的財産制度の利用と理解を促進するように努める。

商標に関する合意は、ベストプラクティスと研修の情報交換を含む UKIPO と中国商標局との協力を推進するものであり、商標分野における英国ー中国間で初めての合意となる。

ラミー英国知的財産担当大臣は、「現在の世界的に困難な経済状況において、イノベーションに投資する国が経済再生の最前線へ進むことになる。今日の合意は、両国の企業にとってより速くより簡単にアイデアを保護・利用できるようになる。この合意は、世界知財システムを効果的・効率的にし、全ての革新的な企業にアクセスできるようになる。」とコメントしている。

フレッチャーUKIPO 長官は、「この合意は、英国と中国の企業にとって非常に重要。特許に関する重複処理及び処理遅延を削減することにより、それぞれのイノベーション及び創造力から経済成長及び社会的利益への変換を支援することになる。この合意は、知的財産がどのように作用しているのかについて企業への周知活動もより推進することとなる。」とコメントしている。

中国国家知識産権局(SIPO)の田局長は、「特許に関する合意は、重複処理と処理遅延を 削減することにより、英国と中国の企業にとって特許制度をより効率的にする方向の第一 歩である。」とコメントしている。

この合意に基づき,来年にかけて,職員同士の交換や両国共同の企業へのアウトリーチ・ イベントを行う予定。

- UKIPOのプレスリリースは、以下参照 -

http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090202.htm

(以上)